



# 熊本県公報

第12088号  
平成24年2月21日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

**告 示**

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立…………… (団体支援課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2

**公 告**

- 換地処分のお知らせ…………… (農地整備課) 2
- 換地処分…………… ( " ) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不分明者  
に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不分明者  
に係る当該通知の掲示…………… ( " ) 3

**登 載 依 頼**

- 公立小中学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部を改  
正する訓令…………… (学校人事課) 3
- 熊本県観光審議会の開催…………… (熊本県観光審議会) 3
- 熊本県スポーツ推進審議会の開催…………… (熊本県スポーツ推進審議会) 4

## 告 示

### 熊本県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年2月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	走潟廻江線	宇土市走潟町字走潟 26番2地先から 同所 4番3地先まで	前	8.5 ～ 15.0	87.2	
			後	0.0 ～ 0.0	0.0	

#### 2 区域を変更する期日 平成24年2月21日

### 熊本県告示第180号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により次のとおり公示する。

平成24年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の区域	漁業の区分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町の地区	10トン未満の漁船により主として刺網及び小型定置網を営む漁業

熊本県告示第181号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成24年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ささえあいの若葉 熊本市若葉三丁目1 5番8号	J T H株式会社 熊本市若葉三丁目 15番8号 尾場瀬 宏美	平成24年 2月14日	4310101425	就労継続支 援A型

公 告

熊本県公告第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

なお、送付すべき書類は、平成24年2月21日から平成24年3月5日まで上天草市役所大矢野庁舎で縦覧に供する。  
平成24年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 送付すべき書類  
県営土地改良事業荒木浜地区の換地処分に係る平成24年2月2日付け農整第673号の換地処分通知書
- 送付を受けるべき者  
住所不明  
杉田陽子
- 縦覧に供する書類の要旨  
(1) 換地処分通知書  
(2) 県営土地改良事業荒木浜地区の地区総計表  
(3) 各筆換地等明細書
- その他  
1の送付すべき書類は、縦覧期間中は上天草市役所において保管し、その後は熊本県天草地域振興局（農林水産部農地整備課）において保管しているので、送付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年3月1日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

熊本県公告第84号

県営宇城東部2期地区（栗崎工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成24年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を五木村役場に掲示する。

平成24年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 所在の不明な者の氏名  
岩下 定男、田山 タマ子、鴛山 勝義、掛橋 進、土屋 定美、白濱 久吉、竹中 長藏、長岡 岩人、木野 一男、米村 太藏、中山 八藏、上村 亥太郎、岩浪 多  
男、池田 常雄、森本 良藏、高田 福松、犬童 熊平、犬童 太、兼田 市藏、福  
岡 アサノ、前田 タノ、高松 圓藏、湊田 常七、亀田 實弥、松永 一男、小野  
森二、西村 芳美、谷村 市次、中村 幸一、永山 次雄、森山 坂男、渡邊 和夫、  
松下 ホノエ、松下 卯平、十津川 達人、黒木 求昭、田山 ツギ子、山本 国義、  
出口 伝七、田山 親行、中村 清照、和泉 政市、和泉 溜、高田 香、福田 勝實  
、福田 太平、安部 兼吉、豊永 政喜、木村 倉七、荒瀬 信年、荒瀬 実男、豊永  
萬藏、西村 吉美、松永 鶴市、豊永 栄藏、豊永 喜在、森口 勝弥、山本 清、

久保田 右藏、久保田 義雄、平崎 虎夫、平崎 重利、和田 計穂、中山 一実、田  
 辺 與吉、山下 幸、船津 幾次、平崎 元男、桑 森ウメノ、植田 琢朗、和泉 ト  
 シ子、和泉 宏、泉 典子、永村 仲男、大山 檀次郎、久保村 忠藏、尾方 午藏  
 、高田 袈平、永田 熊平、白柿 末吉、高岡 卯藏、土屋 寅藏、土屋 卯平、中村  
 、市平、小椎 葉石藏、山本 右藏、岩本 春吉、岩本 巳藏、坂田 正利、土會平  
 達則、高田 袈平、高田 岩登志、永田 正勝、白柿 カツノ、土屋 巳義、波多江  
 傳、岩嶽 力、石田 義則、續山 佳久、黒木 英頭、岩本 公三、田山 幸、吉松  
 福易、尾方 一之、山本 昭夫、田山 喜久、谷口 克一、谷口 敦子、谷口 豊、吉  
 田 重光、鶴崎 需、鶴崎 久恵、佐々木 兼藏、黒木 長丸、川野 茂男、高岡 義  
 敏、杉山 莊一郎、栗山 勝太郎、本岡 二三雄、半仁田 正光、山田 壽夫、吉松  
 純二、樋口 浩理、吉松 俊、富永 守

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年12月28日付け農林水産省告示第2423号による。

熊本県公告第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を五木村役場に掲示する。  
 平成24年2月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不明な者の氏名

木下 慶藏、山田 久六、岩嶽 亀市、竹下 伝藏、岩本 清八、野々平 喜平、野  
 坂 栄八、上野 九郎、谷口 惣吉、木本 慶八、中野 平吉、上村 清吉、豊永 後  
 視、森高 又八、那須 四郎、吉永 三代太郎、那須 竹次、田山 幸、鶴崎 需

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年12月28日付け農林水産省告示第2422号による。

登載依頼

熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各課  
各地方機関

公立小中学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成24年2月21日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文子

公立小中学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部を改正する訓令  
 公立小中学校に勤務する県費負担教職員記章規程（平成16年熊本県教育委員会訓令第  
 6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定めることにより、公立小中学校」の次に「（熊本市が設置するものを除く。）」を加える。

第4条第2項中「熊本市の小中学校の教職員にあっては学校人事課長が、熊本市以外の小中学校の教職員にあっては」を削り、同条第3項中「学校人課長又は」を削る。

第6条及び第7条中「学校人事課長又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県観光審議会公告第4号

熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成24年2月21日

熊本県観光審議会会長 島 田 万 里

1 開催日時

平成24年3月1日（木）  
 午前10時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号  
 熊本県庁 1002会議室（本館10階）

3 議題

- (1) 第11回「くまもと観光賞」について

- (2) ようこそくまもと観光立県推進計画の総括について
- (3) 次期観光立県推進計画(案)について
- (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手順は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - (3) 「くまもと観光賞」の選考については、個人に関する情報等が含まれるためプライバシー保護の観点から非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号  
熊本県観光審議会事務局  
(熊本県商工観光労働部 観光経済交流局 観光課 観光企画班)  
(電話096-333-2332)

**熊本県スポーツ推進審議会公告第1号**

平成23年度熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成24年2月13日

熊本県教育長 山本 隆生

- 1 開催日時  
平成24年3月14日(水)  
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所  
県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題
  - (1) 国のスポーツ推進施策の現況について
  - (2) 次期熊本県スポーツ推進計画について
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号  
熊本県スポーツ推進審議会事務局(熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ係)  
(電話096-333-2710)